



神納東地域まちづくり協議会



平成25年度

通常総会資料

日時：平成25年4月15日 午後7時

場所：上助淵コミュニティセンター



1年目を振り返り

神納東地域まちづくり協議会が立ち上がって1年が経過しております。

去年は、皆さんの中から準備委員を招集し、設立総会を経て、4月から活動いたしました。6月の敬老会では、参加者の皆さんへ飲み物を提供いたしまして、喜ばれました。10月には、体育祭の前に神納東小学校の玄関横に「花いっぱいプロジェクト」と称して、児童、保護者の方、その他ボランティアの方を含む総勢100名以上の皆さんが参加され、シバザクラとマツバギクを植えることができました。これも、今年4月から5月の花の咲く時期が楽しみであります。その他、支援事業として、6集落で考えた事業を実施いたしました。

平成25年度も、また皆さんのご協力を得ながら、事業を計画していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

神納東地域まちづくり協議会 会長 八藤後敬一

○表紙の写真紹介

一段目左 神林カントリー農園さんのはさがけ米収穫

一段目右 山元遺跡からの眺め

二段目左 七湊集落の子ども七夕

二段目中央 上助淵集落のだんごの木飾り

三段目左 花いっぱい、山屋集落の収穫祭、ふれあい運動会

三段目右上 まちづくり講座

三段目右下 志田平集落の防犯落語

四段目左 下助淵集落の神楽（剣舞）

四段目右 里本庄集落の炭焼き小屋

次 第

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 来賓紹介
4. 議長の選出
5. 総会成立報告
6. 議事録署名人の選任

7. 議 事

第1号議案 平成24年度事業報告書及び収支決算報告書の承認について
・ 監査報告

第2号議案 監事の選出について

第3号議案 平成25年度事業計画書（案）及び収支予算書（案）の承認
について

8. 議長退任
9. 閉 会

代議員及び運営委員名簿 No. 1

平成25年4月15日現在

番号	役 職	氏 名	集 落	備 考
1	代議員	中 山 岳 雄	里本庄	評議委員
2	代議員	磯 部 健 善	里本庄	
3	代議員	中 山 豪	里本庄	
4	代議員	渡 邊 節 子	里本庄	
5	代議員	磯 部 佐 和 子	里本庄	
6	代議員	木 村 賢 次	山 屋	評議委員
7	代議員	斎 藤 利 市	山 屋	
8	代議員	斎 藤 進	山 屋	
9	代議員	木 村 ゆ み 子	山 屋	
10	代議員	斎 藤 文 子	山 屋	
11	代議員	中 村 喜 三 男	上助渚	評議委員
12	代議員	鈴 木 和 弘	上助渚	
13	代議員	八 藤 後 清	上助渚	
14	代議員	八 藤 後 知 佳 子	上助渚	
15	代議員	八 藤 後 瑞 枝	上助渚	
16	代議員	高 橋 賢 一	下助渚	評議委員
17	代議員	加 藤 芳 明	下助渚	
18	代議員	吉 村 英 利	下助渚	
19	代議員	加 藤 登 貴 恵	下助渚	
20	代議員	加 藤 奈 美	下助渚	
21	代議員	内 山 秋 善	志田平	評議委員
22	代議員	内 山 久 男	志田平	
23	代議員	内 山 マ サ 子	志田平	
24	代議員	内 山 一 秋	志田平	
25	代議員	木 村 晃 一	志田平	

代議員及び運営委員名簿 No. 2

平成25年4月15日現在

番号	役 職	氏 名	集 落	備 考
26	代議員	天 井 文	七 湊	評議委員
27	代議員	平 山 和 憲	七 湊	
28	代議員	木 村 晃	七 湊	
29	代議員	寺 澤 朋 子	七 湊	
30	代議員	寺 澤 真 理 子	七 湊	

番号	役 職	氏 名	集 落	備 考
1	会 長	八 藤 後 敬 一	上助湊	
2	副会長	島 田 薫	山 屋	
3	運営委員	磯 部 久 人	里本庄	
4	運営委員	中 山 忠 勝	里本庄	
5	運営委員	斎 藤 辰 弥	山 屋	
6	運営委員	鈴 木 禎 明	上助湊	
7	運営委員	横 山 房 夫	下助湊	
8	運営委員	横 山 光 治	下助湊	
9	運営委員	内 山 雅 博	志田平	
10	運営委員	木 村 重 幸	志田平	
11	運営委員	天 井 貞 夫	七 湊	
12	運営委員	松 浦 直 樹	七 湊	

（敬称略）

第 1 号議案

平成 2 4 年度事業報告書及び収支決算報告書の承認について

平成 2 4 年度の事業報告書及び収支決算報告書について、別紙のとおり承認を求めます。

平成 2 5 年 4 月 1 5 日報告

平成 2 5 年 4 月 1 5 日承認

平成24年度 事業報告書

神納東地域まちづくり協議会

区分	事業名、取組項目	実施時期	対象・人員	取組内容	効果・課題等
1 環境保全 及び改善	(1)花いっぱいプロジェクト				
	①花いっぱいプロジェクトの推進	10月7日 10月8日	全世帯	・運営委員会が中心となり、地域のシンボルであり、交流拠点でもある神納東小学校を花でいっぱいにしようと計画。 ・校門脇の法面に、シバザクラとマツバギクの苗(1,500株)を植えた。 ・地域住民のボランティアによる準備、植え付けを実施。参加者約180人。	・神納東地域への愛着が増し、地域の景観整備に対する意識高揚が図られた。草取り等の管理が重要。
2 集落活動 支援	(1)集落活動支援				
	①集落活動支援	4～3月	全世帯	・集落の炭焼き小屋を地域の交流拠点とし里本庄で整備する計画の前段階として、2回の炭焼きを実施した。	・炭焼き技術の習得が図られた。建屋の修繕が必要。
				山 屋 ・10月21日、集落住民が一同に集まる収穫感謝祭を開催した。	・集落住民の交流が図られた。より多くの住民が参加できるように検討する。
				上助 ・公園のグラウンド整備を実施するため、除草器を作成した。	・公園グラウンドが適切に管理でき、住民が安心して利用できた。
				下助 ・秋神楽の伝統芸能(剣舞、獅子舞)に使用する横笛を購入した。	・伝統芸能の振興に役立った。古い横笛の更新は継続して必要。
				志田平 ・11月23日、収穫感謝祭を開催し、防犯落語で安全対策の啓発を行った。	・住民同士の交流と防犯意識向上が図られた。
				七 湊 ・10月28日、集落住民が一同に集まる収穫感謝祭を開催した。	・集落住民の交流が図られた。より多くの住民が参加できるように検討する。
3 健康及び 福祉増進	(1)神林地区敬老会				
	①神林地区敬老会	6月16日	全世帯	・神林地区敬老会に参加した神納東地域の敬老者に対し、お菓子とお酒を提供した。出席敬老者69人(神納東地域)。	・神納東地域で平等な対応となり、敬老者に喜ばれた。
4 地域コミュ ニティ振興	(1)神納東地域運動会				
	①神納東地域運動会	10月8日	全世帯	・神納東ふれあい運動会を開催した。3種目の集落対抗競技と2種目の個人参加競技を実施。参加者約250人。	・集落を越えた交流が図られた。高齢者が参加できる種目を検討する。
5 協議会運営	(1)協議会運営				
	①まちづくり講座、研修会の開催	6月29日	全世帯	・山北地区の佐藤庄平氏を招き、「地域資源を活用した住民の手による地域づくり」と題したまちづくり講座を実施した。参加者26人。	・まちづくりへの理解が深まった。より多くの住民が参加できる方法が必要。
	②まちづくり新聞の発行	4～3月	全世帯	・平成24年度中に6回のまちづくり新聞を発行、神納東地域全世帯に配布した。	・まちづくりや地域の情報を周知することで、まちづくりへの参加意欲が図られた。

平成24年度事業報告

○神林地区敬老会

6月16日、パルパーク神林で開催されました。

昭和13年4月1日までに生まれた75歳以上の方が対象でした。

神林地区で520名出席、うち神納東地域は69名の敬老者が出席。

保育園や小・中学生、各種団体の踊りや歌が披露され、感謝の気持ちを込めて、皆さんの長寿をお祝いしました。



○神納東まちづくり講座

6月29日、山北地区の佐藤庄平氏をお招きし、「地域資源を活かした住民の手による地域づくり」と題して、まちづくり講座を開催。

佐藤先生からは、「町を良くするには、集落、住民が光り輝きながら、日々過ごさなければいけない。」と教えていただきました。



○花いっぱいプロジェクト、神納東ふれあい運動会

10月8日、快晴の中、朝8時から約180名が参加して、1,500株のシバザクラとマツバギクを植えました。

引き続き、9時半からふれあい運動会を行いました。約250名が参加し、玉入れ等の集落対抗競技、パン食い競争などで神納東地域全体の絆を深めました。集落対抗の優勝は、志田平集落。チームワークの勝利でした。

その後、各集落の慰労会は大変盛り上がったそうです。



○集落活動支援

上助湊集落

公園のグラウンド整備用器具（除草器）を購入しました。

草取りは、どこの集落でも大変な作業ですが、この除草器を軽トラックで引っ張ることで、雑草や小石の除去、整地ができます。

除草剤を使わないので、子ども達も安心して公園を利用できます。



下助湊集落

8月31日の秋神楽は、世話人会が中心となり、小・中学生が剣舞や獅子舞を披露します。お盆過ぎから練習を始めます。集落の活性化と子ども達の健全な成長に大きく貢献しています。今年度は、笛5本を購入しました。これからも集落の伝統芸能を守り、伝えていきます。



山屋集落

１０月２１日、収穫感謝祭を開催しました。集落全体での行事はなかなか難しい時代ですが、各種団体の協力で大変賑やかに実施できました。芋煮や餅つき、カラオケ大会で、収穫を感謝し、地域住民の交流が図れました。

出席できなかった家には、杵つき餅を配り、大変喜ばれました。



七湊集落

１０月２８日、集落清掃後に、収穫感謝祭を開催しました。集落清掃は、ＰＴＡ、老人クラブ、婦人会などの各種団体が中心となり、みんなで参加しました。収穫感謝祭では、今年はバザーを開催し、多くの皆さんが集まりました。恒例の大鍋や餅つき、カラオケ大会も盛大で、集落内の親睦を深めることができました。



志田平集落

11月23日、収穫感謝祭を開催しました。落語家の三流亭楽々さんをお招きし、防犯落語で大笑い。小口川駐在所の勝見巡查部長と田村巡查にも参加していただき、親しく交流することができました。手作りのコンニャク、豆腐、豚汁、焼き鳥、ピザで、子どもからお年寄りまで、区民全員との親睦を図ることができて、大変有意義でした。



里本庄集落

里本庄には、炭焼き窯があります。約20年前の窯で、近年使われなくなっていました。炭焼き技術を知っている人も少なくなっています。このままでは、故郷の炭焼き技術が廃れてしまうと思い、炭焼きを復活させました。先人がしてきた炭焼きの歴史を継承しようと、活動を始めました。



平成24年度 収 支 決 算 書

神納東地域まちづくり協議会

収 入 (単位:円)

区 分	予算額	流用額	流用後予算額	決算額	差引額	説 明
1 地域まちづくり交付金	1,061,000	0	1,061,000	1,064,000	3,000	村上市交付金
2 諸収入	26,000	0	26,000	26,316	316	準備会繰入金
合 計	1,087,000	0	1,087,000	1,090,316	3,316	

支 出 (単位:円)

区 分	事 業	予算額	流用額	流用後予算額	決算額	差引額	説 明
1	環境保全及び改善経費	300,000	0	300,000	204,629	95,371	
	1 花いっぱいプロジェクト	300,000	0	300,000	204,629	95,371	神納東小学校花苗植え
2	集落活動支援経費	180,000	0	180,000	180,000	0	
	1 集落活動支援	180,000	0	180,000	180,000	0	6集落×30,000円
3	健康及び福祉増進経費	50,000	0	50,000	44,100	5,900	
	1 神林地区敬老会	50,000	0	50,000	44,100	5,900	出席敬老者への祝い品
4	地域コミュニティ振興経費	150,000	△ 15,000	135,000	131,230	3,770	
	1 神納東地域運動会	150,000	△ 15,000	135,000	131,230	3,770	
5	協議会運営経費	406,000	15,000	421,000	275,183	145,817	
	1 運営委員報償費	180,000	0	180,000	180,000	0	運営委員12名×15,000円
	2 役員報償費	15,000	0	15,000	15,000	0	会 長 10,000円、副会長 5,000円
	3 費用弁償	10,000	0	10,000	0	10,000	
	4 会議費	11,000	0	11,000	0	11,000	
	5 研修費	150,000	0	150,000	28,214	121,786	まちづくり講座
	6 運営事務費	40,000	15,000	55,000	51,969	3,031	まちづくり新聞印刷費、振込手数料
6	予備費	1,000	0	1,000	0	1,000	
	合 計	1,087,000	0	1,087,000	835,142	251,858	

収入済額(1,090,316円) － 支出済額(835,142円) ＝ 次年度繰越額(255,174円)

監査報告書

神納東地域まちづくり協議会の平成24年度事業報告書および収支決算書について、通帳、出納簿並びに関係書類を監査した結果、適正に処理、記載されていると認める。

平成25年 4月 4日

監事

中村 悦夫



監事

木村 賢次



第2号議案

監事の選出について

神納東地域まちづくり協議会の監事について、次のとおり選出する。

平成25年 4月15日選出

役 職	氏 名	備 考
監 事	高橋 賢一	下助湧
監 事	内山 秋善	志田平

第 3 号議案

平成 2 5 年度事業計画書（案）及び収支予算書（案）の承認について

平成 2 5 年度の事業計画書及び収支予算書について、別紙案により承認を求めます。

平成 2 5 年 4 月 1 5 日提出

平成 2 5 年 4 月 1 5 日承認

平成25年度 事業計画書

神納東地域まちづくり協議会

区分	事業名、取組項目	実施時期	対象・人員	取組内容	備考	
1 環境保全 及び改善	(1)花いっぱいプロジェクト					
	①花いっぱいプロ ジェクトの推進	4～3月	全世帯	・平成24年度に神納東小学校に植えた花の管理。 ・神納東地域の団体、個人が公共用地等に花を植え、管理する場合に 管理費を含む必要経費を支援する。	重点実施	
2 ふるさと活動支援	(1)集落活動支援(定額支援)					
	①集落活動支援 (定額支援)	4～3月	全世帯	里本庄・炭焼き技術を継承するため、技術研修を行う。	・上限額を設定し、集落が 取り組む事業 を支援する。 (1集落上限 額30,000円)	
				山 屋・収穫感謝祭を開催し、子どもから高齢者まで参加し、集落内の交 流を深める。芋煮、餅つき、カラオケ大会。		
				上助測・納涼盆踊り大会等の参加者が固定化してきているので、若者から 高齢者が大勢参加できる内容に見直し、実施する。		
				下助測・集落の伝承芸能(剣舞、獅子舞)を通じて、子ども達の健全な成長 を願うとともに、集落の活性化を図る。横笛の購入補助。		
				志田平・子どもからお年寄りまで参加できる収穫感謝祭を開催し、集落内 の親睦・交流を図る。防犯落語、餅つき体験、作品展等。		
				七 湊・集落の収穫感謝祭を開催し、子どもからお年寄りまで参加できる 交流の場をつくる。集落清掃、カラオケ、餅つき、大鍋等。		
	(2)集落活動支援(事業別支援) 【新規】					
	①集落活動支援 (事業別支援)	4～3月	全世帯	里本庄・炭焼き小屋を補修し、地域の交流施設として整備す る。炭焼き技術を継承し、体験学習の場とする。	支援額	・手上げ方式 で募集した集 落事業を支援 する。支援額 は、協議会の 話し合いで決 定する。(予 算の範囲内と し、上限額は 設定しない)
				山 屋・手作りの竹灯籠で神社を照らし、神楽を盛り上げる。 ・盆踊りで使用する横笛の購入。	340,290円	
				上助測・地域の茶の間を立ち上げた。多くの高齢者が楽しめ るカラオケセットを購入し、憩いの場とする。	30,000円 72,000円	
				下助測・集落で話し合いを進める。	96,000円	
				志田平・「陶芸教室」を開催し、作品を製作する。収穫感謝祭 に展示して、作品を通じて集落住民の交流を図る。	40,000円	
				七 湊・集落で話し合いを進める。		
	3 健康及び 福祉増進	(1)神林地区敬老会				
①神林地区敬老会		6月15日 (土)	全世帯	・神林地区敬老会に出席した敬老者にお祝い品を贈呈する。		
4 安全安心	(1)津波避難道整備 【新規】					
	①津波避難道整備	5～10月	全世帯	・平日活動できるボランティアを募集する。 ・神納東小学校が津波の避難訓練を実施している山元遺跡の山道整備。		
5 地域コミュ ニティ振興	(1)神納東ふれあい運動会					
	①神納東ふれあい 運動会	10月14日 (祝)	全世帯	・地域交流の場として、神納東ふれあい運動会を開催する。		
	(2)神納東地域交流事業 【新規】					
	①神納東地域交流 事業	10月20日 (日)	全世帯	・地元の人材に協力頂き、地域交流を目的としたピアノ演奏会を開催する。	共催:神納東 小学校文化 祭	
6 協議会運営	(5)協議会運営					
	①まちづくり講座	6月23日 (日)	全世帯	・まちづくり講座を開催し、まちづくりに対する理解と意識向上を図る。		
	②まちづくり新聞 発行	4～3月	全世帯	・まちづくり新聞を発行し、まちづくり事業の情報を公開するとともに、まちづ くりへの参加意欲を高める。		

平成25年度 収 支 予 算 書

神納東地域まちづくり協議会

収 入

(単位:円)

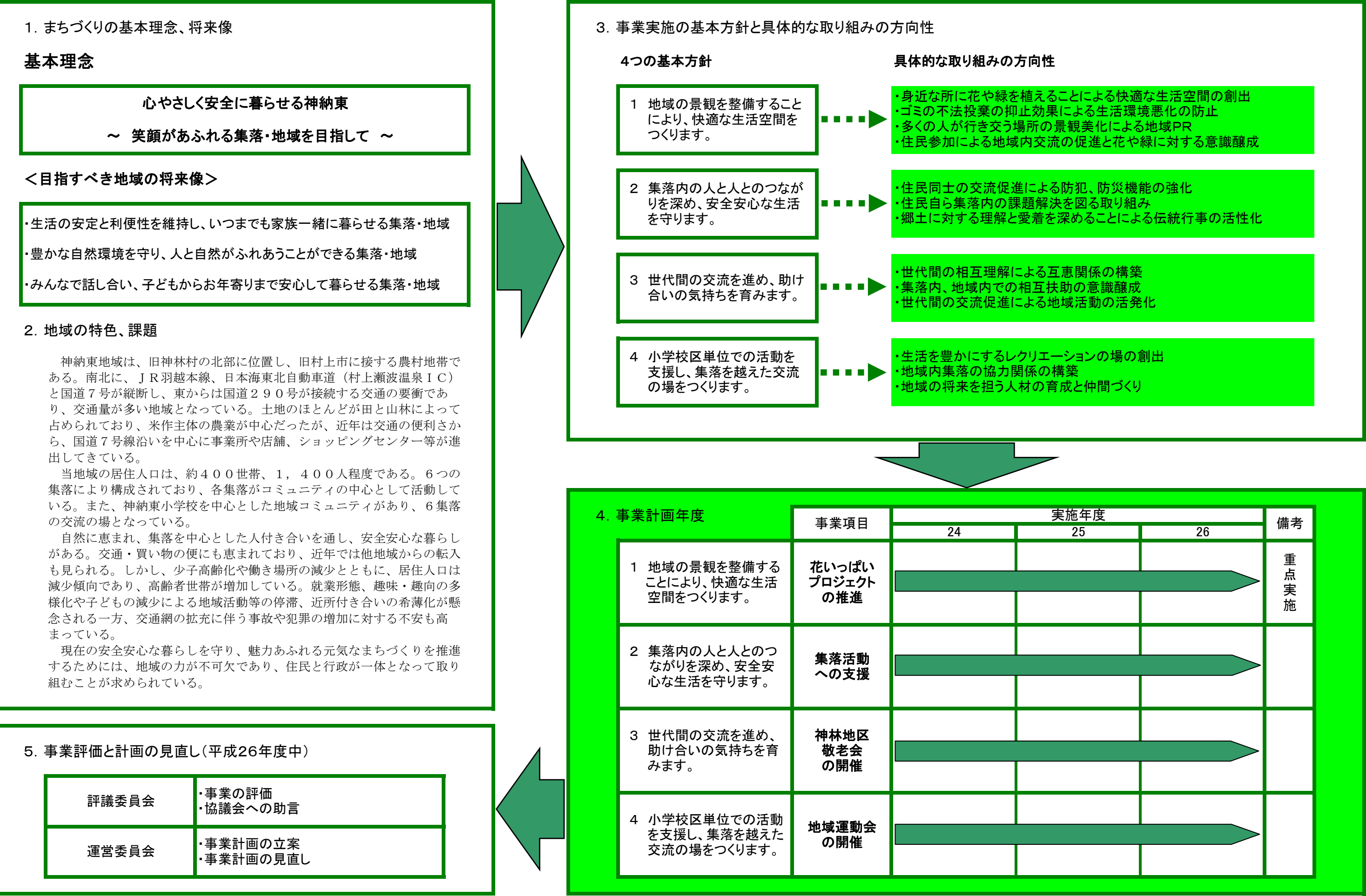
区 分	本年度	前年度	比 較	説 明
1 地域まちづくり交付金	1,298,000	1,061,000	237,000	
2 繰越金	255,174	0	255,174	繰越金
3 諸収入	826	26,000	△ 25,174	利子等
合 計	1,554,000	1,087,000	467,000	

支 出

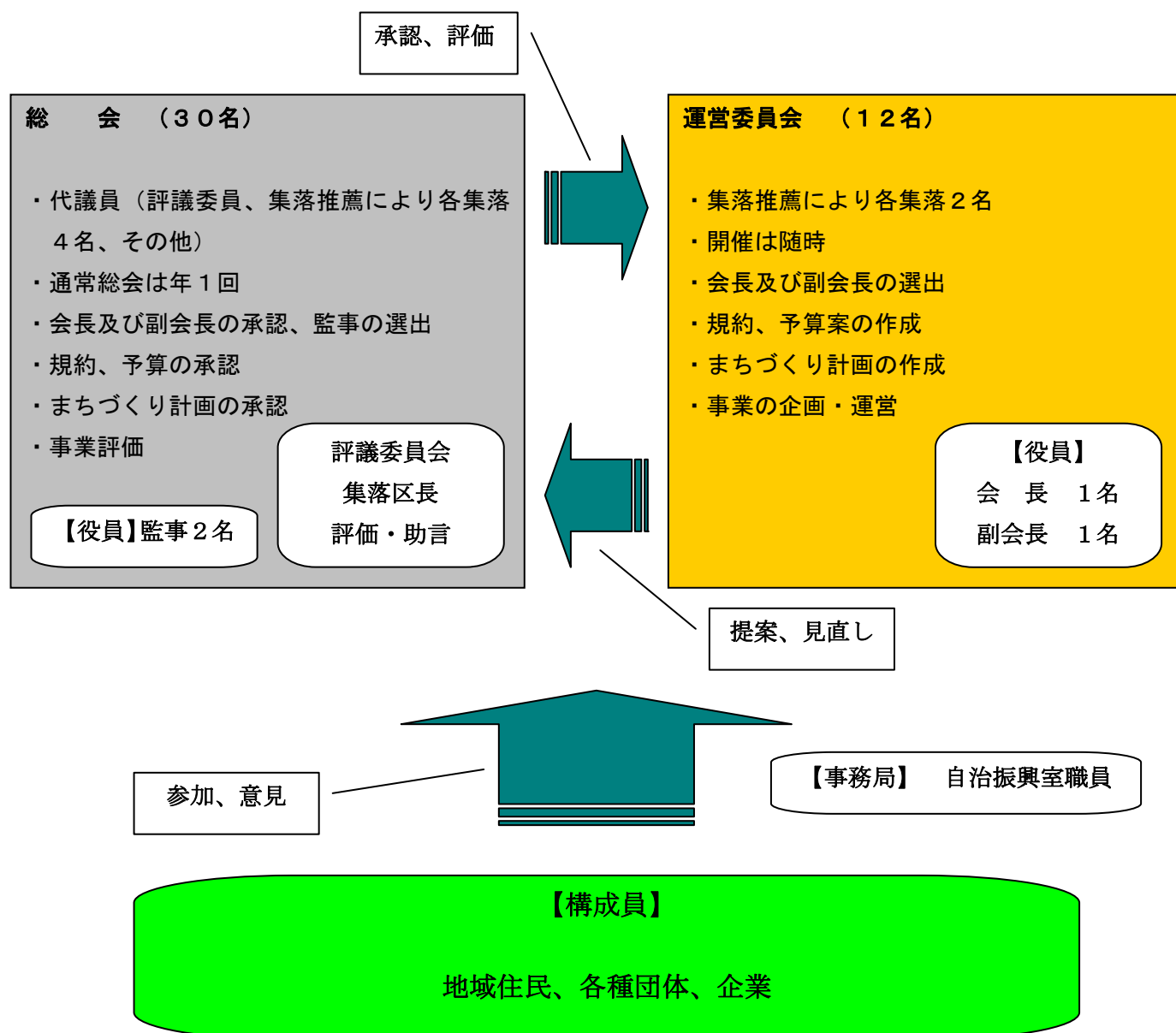
(単位:円)

区 分	事 業	本年度	前年度	比 較	説 明
1	環境保全及び改善経費	200,000	300,000	△ 100,000	
	1 花いっぱいプロジェクト	200,000	300,000	△ 100,000	
2	ふるさと活動支援経費	760,000	180,000	580,000	
	1 集落活動支援(定額支援)	180,000	180,000	0	6集落×30,000円
	2 集落活動支援(事業別支援)	580,000	0	580,000	
3	健康及び福祉増進経費	50,000	50,000	0	
	1 神林地区敬老会	50,000	50,000	0	
4	安全安心経費	30,000	0	30,000	
	1 津波避難道整備	30,000	0	30,000	神納東小学校
5	地域コミュニティ振興経費	190,000	150,000	40,000	
	1 神納東ふれあい運動会	150,000	150,000	0	
	2 神納東地域交流事業	40,000	0	40,000	ピアノ演奏会
6	協議会運営経費	312,000	406,000	△ 94,000	
	1 運営委員報償費	180,000	180,000	0	運営委員12名×15,000円
	2 役員報償費	15,000	15,000	0	会 長 10,000円 副会長 5,000円
	3 費用弁償	20,000	10,000	10,000	
	4 会議費	12,000	11,000	1,000	お茶代等
	5 研修費	30,000	150,000	△ 120,000	まちづくり講座
	6 運営事務費	55,000	40,000	15,000	事務費、広報経費等
7	予備費	12,000	1,000	11,000	
合 計		1,554,000	1,087,000	467,000	

※予算に定められた各区分の金額に過不足が生じた場合は、運営委員会の承認により、他の区分に流用することができることとする。



神納東地域まちづくり協議会 組織図



神納東地域まちづくり協議会規約

平成24年 3月14日制定

(名称)

第1条 本会は、神納東地域まちづくり協議会と称する。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所は、村上市神林支所地域振興課自治振興室（村上市岩船駅前56番地）に置く。

(目的)

第3条 本会は、地域に暮らす住民自らが、地域の特性を話し合い、創意と工夫を活かし、協力して活動することにより、活気と魅力あふれる住みよいまちづくりを実践し、将来にわたって推進していくことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関すること。
- (2) 健康及び福祉の増進に関すること。
- (3) 安全及び安心に関すること。
- (4) 環境の保全及び改善に関すること。
- (5) 地域資源の有効活用に関すること。
- (6) 地域の産業振興に関すること。
- (7) コミュニティビジネス等地域経営に関すること。
- (8) その他、まちづくりに関し、特に必要なこと。

(構成)

第5条 本会は、神納東地域に居住する人及び神納東地域で事業を実施する個人若しくは法人又は神納東地域で活動する各種団体をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 会長及び副会長は、運営委員において互選し、総会の承認を得る。

3 監事は、運営委員を除く構成員の中から総会において選出する。

4 会長及び副会長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 5 監事の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 6 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 役員は、辞任又は任期終了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなくてはならない。

(役員の職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故その他やむをえない事情により職務を遂行できないときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、本会の事業及び会計の執行状況を監査し、総会に報告する。

(運営委員)

第8条 運営委員は、神納東地域の居住者で、別表1の基準により各集落から選出する。

- 2 運営委員は、運営委員会において、総会に付議する事項及び本会の運営に関することを審議する。
- 3 運営委員は、総会に出席し、総会に付議した事項及び本会の運営について説明しなければならない。
- 4 運営委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 補欠により選出された運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 運営委員は、代議員を兼務することができない。

(評議委員)

第9条 評議委員は、神納東地域を構成する集落区長とする。ただし、集落区長が運営委員に選出された場合は、その代理者とする。

- 2 評議委員は評議委員会において、本会の運営に係る評価、助言を行うものとする。
- 3 評議委員の任期は、集落区長の任期とする。

(代議員)

第10条 代議員は、次により選出する。

- (1) 評議委員
- (2) 神納東地域の居住者で、別表2の基準により集落の推薦を受けた者
- (3) 本会の趣旨に賛同し、その活動に参画する者で、運営委員会の推薦を受けた者
- 2 代議員は総会において、運営委員会が提案する議題を審議し、議決する。
- 3 代議員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 補欠により選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第11条 本会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 評議委員会

(総会)

第12条 総会は、代議員をもって構成する最高の議決機関であり、本規約に定める事項のほか、本会の目的を達成するために必要な事項を審議決定する。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

3 通常総会は、毎年度1回開催し、臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は、代議員の2分の1以上の請求があった場合に開催するものとする。

4 総会の議長は、出席した代議員のうちから選出する。

5 総会は、委任状による代理出席を含めた代議員の2分の1以上の出席により成立するものとする。

6 総会の議事は、第19条に規定する場合を除き、出席した代議員の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 地域まちづくり計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 規約の制定及び改正に関すること。
- (3) 会長及び副会長の承認に関すること。
- (4) 監事の選出に関すること。
- (5) 事業計画、事業報告、予算及び決算に関すること。
- (6) その他、重要事項に関すること。

(総会の議事録)

第13条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 代議員の現在数及び出席者数（委任状による代理出席者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印し、事務所に備え付けておかなければならない。

(運営委員会)

第14条 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

2 運営委員会は、総会に付議する事項及び本会の運営に関する事項を審議、決定する。

3 運営委員会は、会長が招集する。

4 運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。

5 運営委員会は、運営委員の2分の1以上の出席により成立するものとする。

(評議委員会)

第15条 評議委員会は、評議委員をもって構成する。

2 評議委員会は、本会の運営に係る評価、助言を行う。

3 評議委員会は、会長又は評議委員の求めに応じ、開催することができる。

4 評議委員会の議長は、出席した評議委員の中から選出する。

(事務局)

第 16 条 本会の円滑な運営及び事業実施に資するため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局員を置く。

3 事務局員は、本会の事務及び会計事務を処理する。

(会計)

第 17 条 本会の運営等に係る経費は、地域まちづくり交付金及びその他収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

3 年度開始後に予算が総会において議決されていない場合、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準にして収支することができる。

(監査)

第 18 条 会長は、事業年度終了後、事業報告書、収支決算書及び積立金台帳を作成して監事に提出し、その監査を受けなければならない。

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

(規約の改正)

第 19 条 この規約は、総会において出席した代議員の 3 分の 2 以上の議決を得なければ改正することができない。

(書類及び帳簿の備付け)

第 20 条 本会の主たる事務所には、本会の事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する全ての書類を備え付け、公開するものとする。

(個人情報保護の取扱い)

第 21 条 本会が各種取り組みを推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、適正に運用するものとする。

(その他)

第 22 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮り、別に定める。

附 則

この規約は、平成 24 年 3 月 14 日から施行する。

別表 1 運営委員の選出基準（第 8 条第 1 項関係）

集落名	選出基準	定数
里本庄	集落の推薦 又は 集落区長の推薦	2 名
山 屋		2 名
上助渕		2 名
下助渕		2 名
志田平		2 名
七 湊		2 名

別表 2 集落の推薦による代議員の選出基準（第 10 条第 1 項第 2 号関係）

集落名	選出基準	定数
里本庄	集落の推薦 又は 集落区長の推薦	4 名
山 屋		4 名
上助渕		4 名
下助渕		4 名
志田平		4 名
七 湊		4 名

※但し、推薦にあたっては、年齢、性別などに配慮するものとする。